

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第34回 租税法研究会



～サラリーマン・マイカー訴訟・デリバティブ取引等の損益額～

周知のとおり、平成26年度税制改正では、ゴルフ会員権が「生活に通常必要でない資産」に当たることとされました。これにより、資産損失、損益通算、雑損控除の適用等、様々なところで制約を受けることとなります。所得税法をきちんと理解するためには費用や損失の取扱いについての正確な知識整理が欠かせません。そこで、税理士事務所の職員が通勤用に使用していた自家用車が「生活に通常必要な動産」に該当するか、あるいは「生活に通常必要でない資産」に該当するかが争点とされた事例を取り上げて解説いたします。

また、法人税法施行令121条1項1号にいう「デリバティブ取引等に係る法61条の6第1項に規定する利益額又は損失額」の意義が争点となった事例を取り上げ検討いたします。

◆日時：2014年7月12日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：ハロー貸会議室 Shibuya(渋谷)

(渋谷区渋谷3-28-8 第三久我屋ビル4階/JR埼京線渋谷駅新南口 徒歩1分、JR渋谷駅ハチ公口 徒歩8分)

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

研究員(会員事務所)募集
(DVD会員・YouTube会員の募集)

【内容】

- 法人税法施行令121条1項1号にいう「デリバティブ取引等に係る法61条の6第1項に規定する利益額又は損失額」の意義—東京高裁平成25年10月24日判決—
- 自家用自動車の譲渡による損失の金額を給与所得の金額から控除することができないとされた事例(サラリーマン・マイカー訴訟)—最高裁平成2年3月23日第二小法廷判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処するべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料5万円、月会費1.5万円)

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年8回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年3回開催)
- ★毎月1回の学習用講義DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度)
- ★租税法研究会欠席時のDVD無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

- ★租税法研究会・学習用講義をDVD又はYouTubeで受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。
- (DVD会員：初回登録料5万円、月会費1.5万円、YouTube会員：初回登録料1万円、月会費1万円)

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤1-25-1 B号

【次回のご案内】 ファルクラム第35回租税法研究会

- ◆日時：9/27(土) 13:30～16:00
- ◆会場：都内会場
- ◆テーマ：未定

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名	事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみの記載で結構です。	
TEL	FAX	
E-mail	お試し参加希望 <input type="checkbox"/> (√チェック)	
参加者名		

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail：jimu@ful-crum.info) 042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号：042-806-9844 (随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>